1 概要

生産年齢層に属する者が失業により経済的困窮に陥ったとき、所得を保障しその状況を救済する制度として失業保険制度が、また、種々の理由から自らの力で生計を維持することができない者一般のために公的扶助制度が、多くの国において整備されている。

これらの制度が整備されるにつれ、各種の給付の受給者が経済情勢及び雇用失業情勢の悪化に従い増大するとともに、就労能力にかかわらず就労せずに給付の受給を継続する者が増加し、国民負担の増大につながるとの指摘も出るようになった。このため、各国でこれらの受給者の就労を促進するという観点からの制度の見直しが行われてきた。こうした改革は、イギリスなどでは、「福祉から就労へ(Welfare to Work)」を目標とする政策といわれている。

第2部においては、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン及びデンマークの6カ国の失業保険制度、公的扶助制度等の概要、近年における改革、改革に伴う新たな問題点と今後の見通し等について紹介する。

2 失業保険、公的扶助制度等の概要

(1) 失業保険

a 制度の概要

各国とも労使又はいずれか一方の保険料の拠出を前提とした制度が整備されている。

b 根拠法令

多くの国で法律に基づいて制度が整備されているが、フランスでは労使の協約により制度が整備されている。

c 管理運営主体

政府が直接管理運営するものと、民間団体が管理運営する場合がある。

アメリカの場合は連邦労働省が制度の大枠を決め、州政府がこれに基づいて制度を整備する。州の管理運営主体は、州労働主管官庁とその下部機関たる公共職業安定所となっている場合が多い。

イギリス及びドイツの場合はそれぞれ雇用年金省及び連邦労働経済省が制度を定め、その下部行政 組織(イギリス)又は関係組織(ドイツ)が支給業務を行っている。

フランスの場合は、労使が協約に基づいて設立した民間団体の全国商工業雇用協会(UNEDIC)及び商工業雇用協会(ASSEDIC)が制度を管掌している。

スウェーデン及びデンマークの場合は、政府が全体の制度の監督を行うものの、制度の管理運営は民間団体たる失業保険基金が行っている。

d 財源

アメリカの場合は、事業主に課される連邦失業税及び州失業税(保険料)が財源となっている。

イギリス、ドイツ及びフランスの場合は、労使の保険料及び国庫負担が財源となっている。スウェーデン及びデンマークの場合は、労働者が保険料を拠出しているが、国庫負担により大部分が 賄われている。

e 制度の対象者

被用者が対象となるのはどの国においても共通である。イギリス、スウェーデン及びデンマークでは自営業者も対象となる。被用者であることに加え、一定の年齢要件(イギリス、ドイツ、デンマーク)、就労期間(スウェーデン)等の要件のある国もある。なお、アメリカ、イギリス、フランス及びドイツでは強制加入であるが、スウェーデンやデンマークでは任意加入の制度となっている。

f受給要件

2002年 海外情勢報告

受給の要件として労働者に対して一定期間の保険料の拠出又は就労期間が要求されている(イギリス1年間、ドイツ12ヵ月間、フランス6ヵ月、スウェーデン6ヵ月、デンマーク12ヵ月等)。なお、アメリカでは一部の州を除いて労働者から保険料を徴収していない。各国とも、受給者の就労を促進するため、公共職業安定所への登録、就労努力、求職活動等が求められている。

q 給付内容

給付水準については、定率制をとる国と定額制をとる国があり、一概には比較できない。例えば、 デンマークでは、前職賃金の90%となっているのに対し、イギリスでは定額となっていて、25歳以 上の者は週54.65ポンドとされている。

最大給付期間については、最も短いアメリカ及びイギリスでは26週間、最も長いデンマークでは4年間となっている。

- 2 失業保険、公的扶助制度等の概要
 - (2) 補足的な失業者扶助制度

a 制度の概要

失業保険と公的扶助の中間的な性格の制度を整備している国がある。これは、通常の失業保険の受給要件を満たさない失業者に対して、失業に関する手当を支給するもので、原則として国庫負担により賄われる。具体的には、イギリスの所得調査制求職者給付、ドイツの失業扶助、フランスの連帯失業手当及びスウェーデンの基礎保険がこれに該当する。いずれも失業保険制度同様労働政策の枠組みの中で給付されるものである。

b 根拠法令

イギリスの所得調査制求職者給付は求職者給付法、ドイツの失業扶助は社会法典第3編、フランスの連帯失業手当は労働法典、スウェーデンの基礎保険は失業保険法及び失業保険基金法が根拠法令である。

c 管理運営主体

イギリス及びドイツではそれぞれ雇用年金省及び連邦経済労働省の下部行政組織(イギリス)又は 関係組織(ドイツ)が支給業務を行っている。フランスは全国商工業雇用協会及び商工業雇用協会 が、スウェーデンは失業保険基金が支給業務を行っている。

d 財源

国庫による一般財源である。

e 制度の対象者及び受給要件

いずれの国においても、保険料に基づく失業保険の要件を満たさない失業者等が制度の対象となっていたが、ドイツでは失業保険給付期間が終了した人のみが対象になるよう変更された。

受給要件については相当な違いがあるが、失業者であり、求職活動を行う準備ができていること、 及び収入がないか又は低いことが共通の要件となっている。

f 給付内容

給付額は、イギリスの場合は生活困窮者に対する公的扶助である所得補助と同額、ドイツの場合は前職賃金の57%、フランスの場合は既婚・未婚の別及び所得により異なるが、単身で手当申請時の月収が542.40ユーロ未満の場合は406.80ユーロ、スウェーデンの場合は一律日額320クローネとなっている。給付期間は、イギリス、フランス及びドイツの場合は受給要件を満たす限り無制限であり、スウェーデンの場合は一律300日(延長可)となっている。

- 2 失業保険、公的扶助制度等の概要
 - (3) 公的扶助

a 制度の概要

主な制度が1つである国と、複数の制度が分立している国がある。特にアメリカの場合は、連邦の対象別の80以上の制度に加えて州及び地方自治体にいくつもの制度があり、錯綜した制度となっている。

b 根拠法令

各国とも原則として根拠法を定め、これに基づいて給付を行っている。ドイツ、スウェーデンなどでは、法律は枠組みを決めるだけで、実施の詳細は地方自治体が決定している。

c管理運営主体

地方自治体が行っていることが多い(フランスは県、ドイツは郡又は郡に属さない市、スウェーデン及びデンマークは市町村)。

アメリカでは、例えば貧困家庭一時扶助については連邦がガイドラインを示し、州がこれに沿った制度を創設し、管理運営は各州に委ねられている。一方、補足的所得保障については、連邦が管理 運営している。

また、イギリスでは、所得補助は国(雇用年金省)が管理運営している。

d 財源

アメリカの補足的所得保障、イギリスの所得補助、フランスの最低社会復帰扶助は全額国の一般財源、アメリカの貧困家庭一時扶助及びデンマークの現金援助金は国及び地方自治体(アメリカの場合は州)の一般財源、ドイツの社会扶助及びスウェーデンの社会扶助は地方自治体の財源から賄われている。

e 制度の対象者及び受給要件

対象者は、生活困窮者一般としているものが多いが、アメリカの貧困家庭一時扶助や補足的所得保障のように子供のいる家庭や障害者等に制限しているものがある。また、所得、資産が一定水準以下であることが受給の要件となっているものが多い。

f給付内容

食費、衣服、日常消費財、家賃等に必要な最低生計費を算出し、不足額を支給するというのが制度 の基本であるが、具体的な算定方法等は制度により異なっている。例えば、アメリカの貧困家庭一 時扶助は各州に詳細を委ねており、フランスの最低社会復帰扶助は最低賃金を算定に活用してい る。

2002年 海外情勢報告

給付期間については、要件を満たす限り無制限である場合が大部分であるが、アメリカの貧困家庭 一時扶助のように生涯で最大5年間とされているものもある。

q 給付実績等

給付実績は、受給者数でみると減少している国が少なくない。アメリカでは、受給期間を最大5年間とするなどの改革の結果、貧困家庭一時扶助の受給者は1993年に約1,400万人であったのものが、2001年には600万人を割り込んでいる。デンマークでは、現金援助金の受給者は1993年に約180万人であったが、1995年には約120万人となっている。

- 3 現行制度に至る改革
 - (1) 現行制度に至る改革前の問題点

●失業給付、公的扶助等の受給者の増加

失業保険及び公的扶助制度等の整備は、多くの国において受給者の増加を招いた。アメリカでは、1984年から1994年までの10年間に、要扶養児童家庭扶助(貧困家庭一時扶助制度の前身の制度)の受給者数は29%増加していた。ドイツにおいても、東西統一による旧東ドイツ地域に対する支援の側面はあったにしても、1990年代には毎年10%の割合で公的扶助制度の歳出が増大していた。また、失業給付についても、例えばイギリスではサッチャー首相による市場重視の改革によって失業者数が増大し、1979年から1986年の間に受給者数が3倍近くに増加した。スウェーデンにおいても、景気の落ち込みによって失業給付受給者は1990年から1993年にかけて5倍近く増加した。

●その他の問題

各国において高齢化が進展することが予測される中で、働ける人が働かないのは社会的にも経済的にも 損失であるという問題が指摘されるようになってきた。

図2-1 各国の実質GDP成長率の推移(1970~2001年)

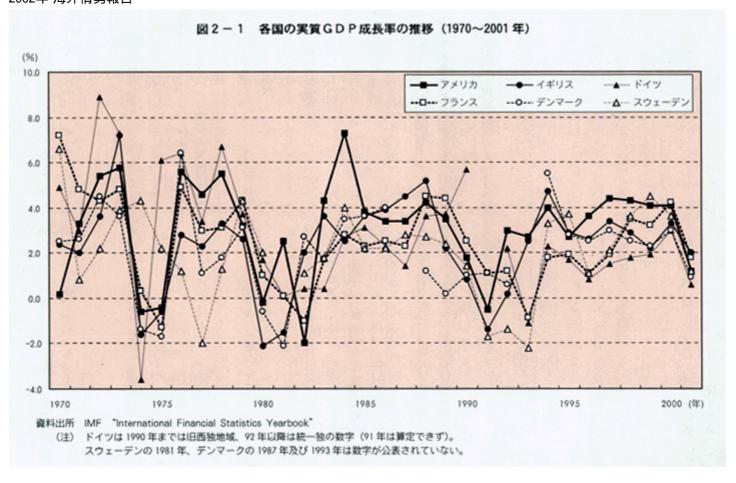
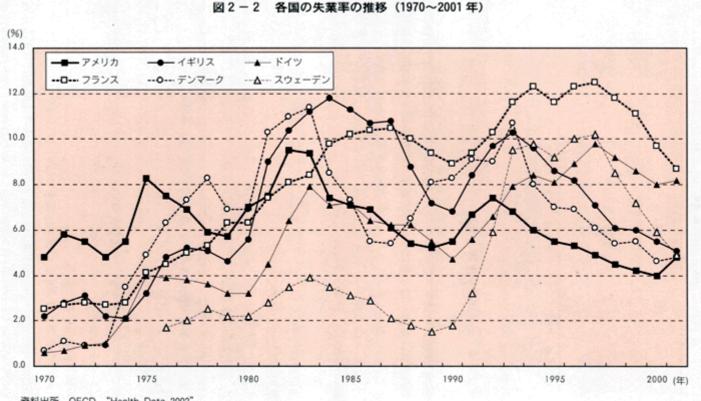


図2-2 各国の失業率の推移(1970~2001年)



資料出所 OECD "Health Data 2002" (注) ドイツは 1990 年までは旧西独地域の数字。 スウェーデンの 1975 年以前の数字は上記資料に掲載がない。

表2-1 諸外国の国民負担率(対GDP、2000年)

	表 2 -	- 1	諸外国の国民負	担率 (対 GDP、20	00年)
190	10 m		租税	社会保険	全体
ア	メリ	カ	26.2	9.8	35.9
1	ギリ	ス	41.4	9.8	51.2
۴	1	"	31.2	25.3	56.5
フ	ラン	ス	39.8	25.0	64.8
スウ	ェーラ	ラン	54.4	22.1	76.5
テン	17-	2	69.0	4.9	73.9
B		本	23.2	14.0	37.2

資料出所 内閣府「平成 12 年度国民経済計算確報」、OECD "National Accounts"、OECD "Revenue Statistics 2000" (注) アメリカは 1997 年の数字。

- 3 現行制度に至る改革
 - (2) 失業保険、公的扶助制度等の改革

●趣旨

各種の給付受給者の就労を促進するための改革が多くの国において行われた。これらの改革は、就労可能な者についてはできる限り早く就労が可能となるよう、職業訓練への参加を要請したり、求職活動を支援し、給付を真に必要な者に限定するという共通点がある。イギリスなどでは「福祉から就労へ(Welfare to Work)」政策と呼ばれている。

●改革の内容

a 失業給付受給者の就労促進

各国とも、失業給付受給者の就労促進施策を積極的に進めている。例えば、イギリスは、求職者手当受給者に職業訓練への参加等を義務づける等のニューディール政策によって、その就労促進を図っている。フランスにおいては、2001年の失業保険制度の改革によって、失業給付を受給するためには、雇用復帰援助プラン(就職斡旋及び職業訓練等を含む就労促進措置。失業者ごとに個別計画を策定)への参加が義務づけられるようになった。また、デンマークにおいては、失業給付の受給期間の短縮、2年以上受給する場合のその者に対する職業訓練への参加の義務付け等が行われた。

b 公的扶助受給者の就労促進

公的扶助受給者に対する就労促進施策も積極的に行われている。例えば、アメリカの貧困家庭一時 扶助制度は、生涯の給付期間に上限を設けるとともに、給付開始から24ヵ月以内に就労活動(民間 での就労、就労体験等)を行うことを受給者に求めている。ドイツの社会扶助においては、就労扶 助という形で、就労能力のある受給者に対し、その就労困難性の度合いに応じて、就労準備活動 (就労に慣れるためのプログラムへの参加等)から助成金付き就職までのいくつかの選択肢を用意 し、受給者にいずれかの活動に参加することを要請し、一定の成果を挙げている。

c 改革の特徴

これらの改革は、必ずしも給付の削減という面のみを有しているわけではない。援助が必要な者に対してはこれを提供していく配慮もなされている。

例えばアメリカにおいては、貧困家庭一時扶助の給付期間を生涯で最大5年間とする制度改正が行われたが、同時に連邦から州への補助金の基本額を、この制度の前身である要扶養児童家庭扶助に対する補助金の最も高かった額を基準に算定するなどの配慮を行っている。また、他の種々の公的扶助制度が活用されることを前提に制度改正が行われている。したがって、貧困家庭一時扶助の受給期間終了後も、他の公的扶助を受給することはできる。デンマークにおいても、将来現金援助金の支給水準を引き下げることとしているが、家族のある者については、引下げ幅に限度を設けることとしている。

●改革の成果と問題点

a 成果

改革は、一般的には良好な経済情勢も反映して、失業者の減少、公的扶助受給者の減少という観点から、一定の成功を収めたと考えられる。例えば、失業率についてみれば、イギリスではニューディール政策開始直前の1997年に6.5%であったものが2001年には5.1%に低下し、デンマークでは大規模な労働市場改革直前の1993年に10.2%であったものが2001年には4.3%に低下した。

また、アメリカ、デンマークのように公的扶助受給者が減少した国もある(375頁参照)。

b 問題点

一方、いくつかの疑問も指摘されている。例えば、改革により、真に給付が必要な者が排除されることにならないかという問題や真に必要な支援が行われているかという問題である。この点については、複数の国の担当者が以下のような指摘をしている。例えば、アメリカの貧困家庭一時扶助については、「連邦政府は、多くの対象者がまず基礎的な能力を向上させる必要があることを考慮していない。」との指摘があり、デンマークにおいては、「麻薬、アルコール中毒患者、低学力者、基本的生活習慣のできていない者等については、求職活動の前に、麻薬・アルコール中毒からの脱却、読み書き能力の向上、約束の時間を厳守する習慣を身につけさせる等なすべきことがある。

就労を前提として国が画一的に定めた枠組での対応のみでうまく社会に統合していけるのか。」との指摘がある。

また、失業給付の受給者と公的扶助の受給者の就労を効率的に促進するためには、公共職業安定機関と公的扶助実施機関の更なる連携が必要なのではないかという指摘がある。

4 今後のあり方

今後、経済は、ドイツ、フランスなどでは引き続き低成長が予想され、その他の国についても、大幅な成長は見込まれていない。また、いずれの国においても、程度の差こそあれ、人口の高齢化の進展が予測されている。このような中で、各国が将来においても必要なセーフティーネットを維持しつつ、就労可能な者については就労を促進するという方向での改革をいかにして進め、失業給付や公的扶助の受給者の増加に伴う財政負担の増大を防ぐとともに、経済の発展に必要な労働力を確保していくかが注目される。

各国比較表

失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策の比較表?

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	デンマーク
失業保険、公的扶助制度等の概要		失業保険と公的扶助がある。 公的扶助は包括的なもので はなく、対象者の属性等に 応じた各制度が分立してい る。	・失業保険(拠出制・非拠出 制)と公的扶助がある。公 的扶助はいくつかの制度が 分立している。	・失業保険、失業扶助と 社会扶助がある。	・失業保険、連帯失業手 当 (ASS) と最低社会 復帰扶助 (RMI) があ る。	・失業保険(拠出・非拠 出)と社会扶助がある。	・失業保険、現金援助金 がある。
	(1) 失業保険	根拠法令は、連邦失業税法 と連邦社会保障法	根拠法令は、求職者給付法	根拠法令は、社会法典	根拠法令はなく、労使協約に基づき実施	根拠法令は、失業保険 法及び失業保険基金法	・根拠法令は、失業保険 法
		 管理運営主体は、連邦政府 及び各州政府 	・管理運営主体は、雇用年金 省	 管理運営主体は、連邦 雇用庁 	・管理運営主体は、民間 の商工業雇用協会 (ASSEDIC)、全国商工 業雇用協会 (UNEDIC)	 管理運営主体は、労働 者又は自営業者の団体 である失業保険基金 	 管理運営主体は、労働者又は自営業者の団体である失業保険基金
		・財源は、使用者側の連邦失 業税	・財源は、労使の保険料及び 国庫負担	財源は、労使の保険料によるが、近年国庫が 多額の補填	 財源は、労使の保険料及び政府の補助金 	 財源は、労働者の拠出 する保険料及び国から の補助金(割合が大き い) 	 財源は、労働者の拠出する保険料及び国からの補助金(割合が大きい)
		受給資格、欠格条項、給付額、支給期間等については各州が決定	・受給要件は、過去2年間に 1年以上被保険者であった 者等	・受給要件は、離職前に 12ヵ月(季節労働は6 ヵ月)以上被保険者で あった者等	・受給要件は、離職前に 22 ヵ月以上雇用され、 6 ヵ月以上被保険者で あった者等	- 受給要件は、離職前 12 ヵ月間に6ヵ月以 上月70時間以上、又 は連続する6ヵ月間に 450時間以上被保険者 であった者等	・受給要件は、離職前 年間に 52 週間以上駅 用され、12 ヵ月以』 被保険者であった者
		- 給付の内容は前職賃金の 50 ~ 70 %	・給付の内容は、通常の労働 者 (25 歳以上の者) で適 54.65 ポンド	 給付の内容は、前職賃金の67%(扶養する子がいない場合は60%) 	 給付の内容は、前職賃金により異なるが、月額990.40ユーロ未満の場合で賃金の75% 	・給付の内容は、前職賃 金の80%	・給付の内容は、前職資 金の 90 %
		・給付期間は、州により異な るが最長 26 週の州が多数	・給付期間は、最大 182 日 (26 週)	・給付期間は、雇用期間の長さ・年齢により6~32ヵ月	 給付期間は、雇用期間の長さ・年齢により7~42ヵ月 	 給付期間は、最大 600 日(その後活動保障プログラムに移行) 	給付期間は、最大4年で、1年経過後は教育 訓練参加が要件
	(2) 補足的な失業者	なし	(所得調査制求職者給付)	(失業扶助)	(連帯失業手当 (ASS))	(基礎保険)	なし
	挟動		・根拠法令は、求職者給付法	・根拠法令は、社会法典	・根拠法令は、労働法典。	根拠法令は、失業保険 法及び失業保険基金法	
			・管理運営主体は、雇用年金 省	 管理運営主体は、連邦 雇用庁 	・管理運営主体は、商工 業雇用協会(ASSEDIC)、 全国商工業雇用協会 (UNEDIC)	管理運営主体は、失業 保険基金アルファ	
			・財源は、国の一般財源	財源は、国の一般財源	・財源は、国の一般財源	・財源は、国の一般財源	
			- 制度の対象者は失業保険の 受給資格を持たない失業者 (資力調査による)	・制度の対象者は、失業 保険の受給が終了した 生活困難者(資力調査 による)	 制度の対象者は、失業 手当の受給期間が終了 した長期失業者 	・制度の対象者は、失業 保険基金に加入してい ない者、加入期間が 12ヵ月に満たすい で就労要件を満たす者 又は一定の要件を満た す学生	
			・給付の内容は、所得補助と 同一	 給付の内容は、前職賃金の 57 % 	 給付の内容は、収入及び配偶者の有無によって異なり、月406.80ユーロから月1,491.60ユーロ 	・給付の内容は、一律日 額 320 クローネ	
			給付期間は無期限	・給付期間は、65歳に なるまで原則無期限	・給付期間は、原則 6 ヵ 月で、更新可能	・給付期間は、最大 600 日(その後活動保障ブ ログラムに移行)	

失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策の比較表?

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	デンマーク
	(3) 公的扶助	(貧困家庭一時扶助 (TANF)) ・根拠法令は、社会保障法	(所得補助) ・根拠法令は、社会保障に関 する拠出及び給付法並びに 社会保障管理法	(社会扶助) ・根拠法令は社会扶助法	(最低社会復帰扶助(RMI)) ・根拠法令は、社会福祉・ 家族法典	(社会扶助) ・根拠法令は、社会扶助 法	(現金援助金) ・根拠法令は、積極的社 会政策法
		・管理運営主体は、州	・管理運営主体は、雇用年金 省	管理運営主体は、地方 自治体	・管理運営主体は、県	・管理要性体は コミュー ン (市町村)	管理運営主体は、市
		・財源は、連邦及び州の一般 財源	・財源は国の一般財源	財源は自治体の一般財源	・財源は、国の一般財源	財源は、コミューンの 一般財源	財源は、国と市の一般 財源、1/2 ずつ負担
		制度の対象者は、未成年の 児童、妊婦のいる世帯等給付内容は、州ごとに決定	・制度の対象者は、高齢者、 一人親、障害者等 ・給付内容は年齢等の属性に 応じ個別に算定	 制度の対象者は、生活 困窮者(資力調査による) 必要な生計費を保障する生活扶助と、困難の 	・制度の対象者は、25 歳以上 65 歳未満のフ ランス居住者で、生活 に困窮し、かつ就業努 力を行っている者	・制度の対象者は、生活 に困窮し、かつ就業努 力を行っている者(資 力調査による)	・制度の対象者は、デン マークに居住又は在留 している者で、失業、 疾病、妊娠等、自己又 はその家族に関して自
		(その他の扶助) ①補足的保障所得 (SSI) 高齢者、障害者等が対象 ②メディケイド	(社会基金) ・所得補助では対応できない 突発的な必要に対応するた めの給付金又は種々の貸付	内容に応じた特別扶助 があり、生活扶助の一 環として就労扶助を実 施	772113(1104	, , ; ,	この状況が実際に変化 し、自己又はその家族 の生活を維持すること ができないもの等
		験国家庭の児童、妊婦等が 対象 ③食料スタンプ 所得水準が連邦の基準を下 回る世帯等が対象 ④一般扶助	金 (その他の扶助) (①住宅給付 賃貸住宅居住者に賃料相当 額を支給	 給付内容は、生計費を 基礎に個別に算定 生活扶助は世帯への給 付であり、給付水準は 子供が多いほど高くな るよう設定 	 給付内容は、最低賃金 の一定割合を基礎に個 別に算定する生計費補助 	給付内容は、個別に算定する生計費補助	給付内容は、個別に算定する生計費補助
		州、自治体の独自扶助 (勤労所得税額控除) - 所得税額から勤労所得税額 控除を差し引くとマイナス 額が算出される者への税の 遠付(実際は給付)	②地方税給付 地方税納付者に地方税相当 額を支給	シェノの足 ・柴果扶動との併給が可能			
2 銀行制数に至る 改革	(1) 銀行制度に至る 改革前の問題点	公的扶助受給者数の増加 受給者の公的扶助への長期 依存の傾向 公的扶助受給者の子どもが 受給者となる「公的扶助受 給者の再生産」	総付 ・失業保険受給者数の増加 ・給付費の増大	 ・失業扶助と社会扶助受給者数と財政支出の増大 ・失業扶助と社会扶助制度の区分の不知会福祉行政の協力の不足 	若年者の高失業率と失 業の長期化 最低社会復帰扶助 (RMI) の受給者数の 増加	・失業保険、社会扶助受 給者の増加 ・労働行政と社会福祉行 政の協力の不足	 構造的な失業者の増大 と現金援助金への依存 福祉施策と失業対策の 協力の不足 高い国民負担
	(2) 失業機能、公的 技術制度等の改革 ●改革の内容	・貧困家庭―時扶助(TANF) の導入(1996年) 給付の制限(生涯で5年間)、 牧職促進プログラムの実施、 両親の揃った家庭商成の促 進、気労が有利となる仕組 みづくり等	・攻職者給付の導入(1996年) ・ニューディール政策の実施 (1998 年〜) ・税類控除制度の導入及び改 正 (1999 年、2003 年)	・ 失業者削減への労働市 場改革(2002 年~) ・ 社会状助受給者の批労 侵遷(1990 年代~) ・ 労働行政と社会福祉行 政の協力の推進(2001 年~)	・雇用復帰 失い ブラン (PARE。 失い ブラ当価 の 受納 大	・失業保険制度の改革 (1998年) - 活動保障プログラム (長期失業者支援) の 創設 (2000年) - 社会扶助制度の改革 (1980年代末・ ・労働行政と社会福祉行 政の協力の推進	・失業保険制度の改革 (1994年) ・現金援助金制度の改革 (1994年) ・社会福祉改革 (1998年) ・現金援助金安給者に対する積極的労働市場政 第の強化 (2001年) ・失業保険基金の職域独 占制度の廃止 (2002年)

失業保険、公的扶助制度等の概要と受給者の就労促進施策の比較表?

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	デンマーク
\$.	な革の成果と問題 乱	・貧困家庭一時扶助受給者の 大幅な減少 ・経済雇用状況の変化に伴う 受給者数の増加への懸念 ・両就職機の職場への定着と 生活水準の向上の問題 ・黒人とヒスパニックの受給 者割合が上昇、人種間の格 差の問題	・失業保険受給者数の減少、 就業者数の増加等 ・失業の改善は好調な経済に よるものであり、就労支援 政策自使を疑問視 する考え方あり	・労働市場改革について は、実施後間がないの で、まだ評価がなされ ていない。 ・社会扶助受給者の教労 促進及び労働行政と社 会福祉行政の協力の推 進につい東があったとし ている。	・雇用復帰援助プランの 適用者については一定 の成果 ・給付を受けるためには 求職活動等の義務が伴 うということについて 抵抗感を持つ者が多く、 効果が上がるまでには まだ時間が必要	・活動保障プログラムの 1年目の評価は、参加 者の放労チャンマは評価 めると言う点では原産 できるが、一般雇用へ の放労の点では限定的	・1994 年から開革政治を主た労働市場では、 大労働市場では、 大労働市場では、 大労働市場では、 の受給を収す。 ・解薬・アンカ者、 をできるが、 をできるが、 は、 のできるが、 は、 のできるが、 は、 のできるが、 は、 のできるが、 は、 のできるが、 のできなが、 のできなが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが、 のでが
今後のあり方		・改革は成功 ・今後、雇用情勢の急激な改 適が見られない中で、受給 者数を低いレベルに維持す るとともに、受給を終えた 者が公的扶助に戻ることな そ就業を継続し、より良い 仕事に移っていけるように することが課題	・公的扶助制度については、制度の酸素化が必要・就労支援施策は一定の効果を上げているとの評価を受けており、さらなる改善を図りつつ引き続き実施	・失業扶助と社会扶助の整理・統合については、 2004年初めの実施に向けて取組か・負担が増加すると思われる国家財政の問題を との対象が大力を持ちなが大力を持ちながない。 ・失業者及び社会扶助受給者の役割を果たす対 人力・グラント・グラント・グラント・グラント・グラント・グラント・グラント・グラント	今後以下のような政策を 実施予定 ・ 社会生活復帰契約 (CIVIS)の導入 ・ 飲労最低所得制度 (RMA)の導入 ・ 起業家支援衛「経済イニシアティブ関連法案」 (国会で審議中)	・失業者を労働力を必要 としている産業・分野 にうまく転換していく ことが必要 ・ 欽労困難者の支援に経 験の蓄積のある技に経 験の蓄積のある社会福 社行改とがきらに必要	・就労促進のためのは、親 市場・福祉改革ので、親 れ成功していなると改革 が必要 ・2002年10月7日、「は リ多くの人々を労働・ 場に向かむ進揚とのかりを がのりと進揚といって、「も りを の大が合意